平成23年2月10日 第2256号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■目次■

告 示

- ○雑踏警備業務に係る検定の実施(12・生活安全企画課) …… 2

告示

秋田県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成23年 2 月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路種	各の類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
	道	ĬĦ	常盤峰浜線	A	山本郡八峰町峰浜石川字大野206番2地先から 字石川394番1地先まで	10.50~69.00	0.940
県				В	山本郡八峰町峰浜石川字大野730番地先から字 石川220番1地先まで	7.00~19.50	0.871
		新	常盤峰浜線	A	山本郡八峰町峰浜石川字大野206番2地先から 字石川394番1地先まで	10.50~69.00	0.940

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年2月10日から同月23日まで

選挙管理委員会告示

秋選管告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について名称等に変更があった旨、秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。 平成23年2月10日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

変更後

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	変更年月日
秋田市旭川地区コミュニティセンター	秋田市手形字才ノ浜51番地の2	平成23年1月18日
秋田市中通児童館	秋田市南通みその町3番27号	平成23年1月18日
秋田市飯島南児童センター	秋田市飯島西袋二丁目22番1号	平成23年1月18日
秋田市民交流プラザ	秋田市東通仲町4番1号	平成23年1月18日
秋田市旭南地区コミュニティセンター	秋田市旭南一丁目15番5号	平成23年1月18日
秋田市旭南児童館	秋田市旭南一丁目15番5号	平成23年1月18日
秋田市河辺岩見温泉	秋田市河辺三内字外川原110番地	平成23年1月18日
秋田市河辺多目的総合センター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地8	平成23年1月18日

秋田市立河辺体育館	秋田市河辺和田字上中野186番地	平成23年1月18日
秋田市立雄和体育館	秋田市雄和妙法字上大部95番地1	平成23年1月18日
秋田市雄和基幹集落センター	秋田市雄和新波字樋口62番地2	平成23年1月18日
秋田市雄和農村環境改善センター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	平成23年1月18日

変更前

秋田県公報

施設の名称	施 設 の 所 在 地	指定年月日
秋田市旭川地区コミュニティセンター	秋田市手形字才ノ浜51番地 2	昭和55年4月2日
秋田市中通児童館	秋田市南通みその町3番地27号	平成16年5月11日
秋田市飯島南児童センター	秋田市飯島字飯田水尻299番地の50	平成16年5月11日
秋田市民交流プラザ	秋田市中通七丁目1番3号	平成17年8月29日
旭南地区コミュニティセンター	秋田市旭南一丁目15番5号	平成21年6月2日
旭南児童館	秋田市旭南一丁目15番5号	平成21年6月2日
岩見三内自然休養村管理センター	秋田市河辺三内字外川原215番地	平成4年8月1日
河辺町多目的総合センター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地の2	昭和57年2月10日
河辺町町民体育館	秋田市河辺和田字上中野186番地	昭和57年2月10日
雄和町町民体育館ホール	秋田市雄和妙法字上大部95番地1	昭和53年4月1日
雄和町基幹集落センター研修室	秋田市雄和新波字樋口62番地2	昭和54年4月1日
雄和町農村環境改善センター	秋田市雄和妙法字上大部52番地	昭和57年2月9日

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第12号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第7条の規定により、公示する。

平成23年2月10日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに実施日時及び場所
- (1) 学科試験

種別及び級	実 施 日 時	実 施 場 所
雑踏警備業務2級	平成23年5月13日(金) 午前9時30分から午前11時まで	秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

(2) 実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

種別及び級	実 施 日 時	実 施 場 所
雑踏警備業務2級	平成23年5月30日(月) 午前9時30分から午後3時まで	秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

2 定員

30人(先着順に受付け、定員になり次第締め切る。)

3 受検資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 秋田県内に住所を有する者
- (2) 秋田県内の営業所に属している警備員
- 4 受検申請手続
- (1) 申請受付期間

平成23年4月11日(月)から同月15日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

- (3) 提出書類等
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 添付書類
 - a 秋田県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し 等) 1通
 - b 秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している警備員にあっては、当該営業所に属していることを 疎明する書面(営業所所属証明書) 1 通
 - ウ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚
 - エ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 1通
- (4) その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた代理人によることとする。

5 手数料

13.000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した 場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験に合格しなかった者については、平成23年5月30日(月)の実技試験を行わない。また、実技試験においても、試験の途中に合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
 - ア雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 その他
- (1) 検定当日の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。
- (2) 検定受検時の携行品及び服装
 - ア 学科試験

受検票、筆記用具及び検定を受けやすい服装とすること。

イ 実技試験

受検票、室内用運動靴及び検定を受けやすい服装とすること。

(3) 検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(電話018-863-1111、内線3043~3045) 又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。 秋 田 県 公 報 201

2011年

平成23年2月10日(木曜日) 第2

第2256号

発 行 者秋 田 県秋田市山王四丁目1番1号購読料金ーヶ月 3,675円(税込み)

印刷所 株式会社 松原印刷社 秋田市山王七丁目5番29号

電話: 018-862-8766 FAX: 018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/

印刷者 松原 繁雄 秋田市山王七丁目5番29号